

重要事項説明書

(介護保険・医療保険兼用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 徳洲会
代表者氏名	理事長 東上 震一
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市北区梅田 1-3-1-1200 号 (電話・06-6346-2888 ファックス番号・06-6345-6051)
法人設立年月日	昭和50年1月9日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人徳洲会 湘南藤沢訪問看護ステーション
介護保険指定 事業者番号	神奈川県指定 1462290310 号
事業所所在地	藤沢市辻堂神台 1-5-1
連絡先 相談担当者名	電話・0466-35-1305 ファックス番号・0466-53-7523 管理者：鈴木 恵子
事業所の通常の 事業の実施地域	茅ヶ崎市 寒川町 藤沢市の一部（辻堂、辻堂神台、辻堂元町、辻堂東海岸、辻堂西海岸、辻堂太平台、羽鳥、城南、本鵜沼、鵜沼神明、鵜沼松が丘、鵜沼桜が岡、鵜沼橘、鵜沼藤が谷、鵜沼石上、鵜沼花沢町、片瀬海岸、本藤沢、本町、藤沢、善行坂、善行団地、稲荷、大庭、遠藤、打戻、瀬郷、宮原）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	1. 主治の医師が訪問看護を必要と認めた傷病者に対し居宅において適正なサービスの提供を目的とする 2. 的確な訪問看護サービスを提供することにより、身体機能の維持回復と在宅療養における生活の質(QOL)を担保し、その人らしい尊厳のある人生を支援する。 3. 介護支援専門員、市町村行政、その他の保健・医療・福祉サービスと連携を密にとり、多角的な在宅療養支援プログラムを構築し、利用者の日常生活動作(ADL)改善の促進や生きがいつくりを行うと共に、家族(介護者)の介護負担の軽減を図る。
運営の方針	利用者がその人らしく療養生活が送れるよう看護サービスを提供する ・地域との結びつきを重視し、多角的在宅支援との連携を図る ・豊かな感性と人間性を養い、介護者への介護指導、精神的援助を行う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	平日	土曜日	休・祭日、年末年始 (12/31~1/3)
営業時間	8:30~17:00	8:30~12:30	休業

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	平日、土曜日（午前）
サービス提供時間	平日 8:30~17:00 土曜日 8:30~12:30

(5) 事業所の職員体制

管理者	(保健師) (鈴木 恵子)
-----	---------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 	常勤 1名
看護職員・リハビリ職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 9 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	常勤 8名 非常勤 2名
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療保険・介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 	常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示や利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、療養上の世話や診療の補助に係る訪問看護サービスを提供します。

(2) 看護職員等の禁止行為

看護職員等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、日常生活の状況や利用の意向に基づき作成いたします。（別紙参考）

提供するサービスの利用について

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。
- ※ （介護保険）緊急時訪問看護加算・（医療保険）24時間対応体制加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定します。（介護保険のみ）
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を

行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ② 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※

4 その他の費用について

介護保険・医療保険

① キャンセル料金	当日訪問のキャンセルの申し出が利用者やその家族から来た場合、保険外としてお支払いいただきます。（利用者都合の場合のみ） キャンセル料金 1,100円
-----------	---

介護保険

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。以下、次の額を徴収します。 実施地域を超えた地点から片道1キロあたり 35円
-------	--

医療保険

① 交通費	1回の訪問につき往復で350円
② 休日・祝日料金	1回の訪問につき3,300円

・利用者の申し出による指定訪問看護と連続して行われる死後の処置の費用は実費を徴収する。 死後の処置 16,500円 エンゼルセット 5,500円。

・健康保険指定訪問看護の提供を受けている利用者の申し出により、次の指定訪問看護を提供した場合には、次の額を徴収する

1) 営業日でかつ営業時間内で1時間半を超える場合 30分につき3,300円

2) 保険請求に該当しない訪問看護サービス

30分から60分未満 1回 16,500円

それ以降30分ごとに 3,300円

5 利用料の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担額（保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 請求明細書をご確認のうえ、請求月（サービス提供翌月）に下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）利用者指定口座からの自動振替 （イ）現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）領収書の再発行は致しません。</p> <p>ウ 領収証明書の発行が必要な場合は手数料 2,200 円です。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	<p>ア 相談担当者氏名 （鈴木 恵子）</p> <p>イ 連絡先電話番号 （0466-35-1305） 同ファックス番号 （0466-53-7523）</p> <p>ウ 受付日及び受付時間 （平日 8:30～17:00）</p>
---	---

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたり、医療保険証や介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (1) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。（介護保険）
- (2) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします（介護保険）

- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (4) 看護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(保健師・鈴木 恵子)
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
---------------------------------	--

<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
----------------------	---

1 1 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3 身分証携行義務

看護職員等は身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

1 4 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 5 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービス内容変更の場合は、その内容を記した書面を居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等を記録します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の完結日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 衛生管理等

- ① 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 研修等

事業所は社会的使命を充分認識し、職員の質の向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務形態を整備します。

19 在宅看護実習（訪問看護同行実習）について

事業所では、医療・福祉従事者・学生等の実習を受け入れております。在宅療養されておりますご利用者様の日常生活援助等、看護援助を訪問看護師とともに行わせていただきます。実習に際しましては安全性を最優先とし、同行看護師の指導のもと実施いたします。

医療・福祉従事者としての人材育成のため、ご理解ご協力をお願い致します。また、お断りになられても看護において、ご利用者様に不利益になることは一切ございません。また、すでに同意いただきました内容に関しましても、いつでも中止することは可能であり、かつ中止したことを理由に看護上、不利益になることはございません。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

- ① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
 - ・ 相談、苦情があった場合ただちに管理者が相手方に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに事情を確認します。
 - ・ 検討の結果、早急に具体的な対応をします。
 - ・ 記録を保管し再発防止に役立てます

21 身体的拘束等の適正化について

- ① 利用者または利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。
- ② やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

苦情申立の窓口

<p>【事業者の窓口】 湘南藤沢訪問看護ステーション 担当 鈴木 恵子</p>	<p>所在地 藤沢市辻堂神台 1-5-1 電話番号 0466-35-1305 ファックス番号 0466-53-7523 受付時間 8:30~17:00 (月~金) 休日/土日祝祭日・年末年始 (12/29~1/3)</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 茅ヶ崎市介護保険課</p>	<p>所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 電話番号 0467-81-7164 ファックス番号 0467-82-1435 受付時間 8:30~17:00 (月~金) 休日/土日祝祭日・年末年始 (12/29~1/3)</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 藤沢市介護保険課</p>	<p>所在地 藤沢市朝日町 1-1 電話番号 0466-50-3527 ファックス番号 0466-50-8443 受付時間 8:45~17:00 (月~金) 休日/土日祝祭日・年末年始 (12/29~1/3)</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】 寒川町高齢介護課 介護保険担当</p>	<p>所在地 高座郡寒川町宮山 165 番地 電話番号 0467-74-1111 ファックス番号 0467-74-5613 受付時間 8:30~17:00 (月~金) 休日/土日祝祭日・年末年始 (12/29~1/3)</p>
<p>【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)</p>	<p>所在地 横浜市西区楠町 27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 8:30~17:15 (月~金) 休日/土日祝祭日・年末年始 (12/29~1/3)</p>

2 1 利用料金表 (1) 介護保険 要支援

地域単価：4級地 1単位 10.84円

訪問看護費（介護保険）	単位数	1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）
所用時間 20分未満	303	328	656	984
所用時間 30分未満	451	488	976	1464
所用時間 30分以上 1時間未満	794	860	1720	2580
所用時間 1時間以上 1時間30分未満	1,090	1,181	2362	3543
理学療法士等の訪問（1回 20分）	284	307	614	921
理学療法士等の訪問（2回 40分）	568	615	1230	1845
夜間（午後6時～午後10時） 早朝（午前6時～午前8時）訪問看護加算 （1回につき）	所定単位数の100分の25			
深夜（午後10時～午前6時）訪問看護加算 （1回につき）	所定単位数の100分の50			
サービス提供体制強化加算	6	7	13	20
長時間訪問看護加算（1回につき）	300	325	650	975
緊急時訪問看護加算（1月につき）	600	650	1300	1950
専門管理加算	250	271	542	813
特別管理加算Ⅰ（1月につき）	500	542	1084	1626
特別管理加算Ⅱ（1月につき）	250	271	542	813
初回加算：退院当日（1月につき）	350	379	758	1137
初回加算（1月につき）	300	325	650	975
退院時共同指導加算（1回につき）	600	650	1300	1950
複数名訪問看護加算（30分未満）	254	275	550	825
複数名訪問看護加算（30分以上）	402	435	870	1305
口腔連携強化加算（1回につき）	50	54	108	162

交通費（実施地域を超えた地点から 道1キロあたり）	片 自費	35
------------------------------	---------	----

キャンセル料金（当日キャンセル）	自費	1,100
------------------	----	-------

*利用者負担算出方法

地域単価 10.84 × 単位数 = ○○円 地域区分 藤沢市4級地

○○円－（○○円×0.9）＝△△円（1割負担額）

○○円－（○○円×0.8）＝△△円（2割負担額）

○○円－（○○円×0.7）＝△△円（3割負担額）

(2) 介護保険 要介護

地域単価：4級地 1単位 10.84円

訪問看護費（介護保険）	単位数	1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）
所用時間 20分未満	314	340	680	1020
所用時間 30分未満	471	510	1020	1530
所用時間 30分以上 1時間未満	823	892	1784	2676
所用時間 1時間以上 1時間 30分未満	1,128	1,222	2444	3666
理学療法士等の訪問（1回 20分）	294	318	636	954
理学療法士等の訪問（2回 40分）	588	637	1274	1911
理学療法士等の訪問（3回 60分）	794	860	1720	2580
夜間（午後6時～午後10時） 早朝（午前6時～午前8時）訪問看護加算 （1回につき）	所定単位数の100分の25			
深夜（午後10時～午前6時）訪問看護加算 （1回につき）	所定単位数の100分の50			
サービス提供体制強化加算	6	7	13	20
長時間訪問看護加算（1回につき）	300	325	650	975
緊急時訪問看護加算（1月につき）	600	650	1300	1950
特別管理加算Ⅰ（1月につき）	500	542	1084	1626
特別管理加算Ⅱ（1月につき）	250	271	542	813
専門管理加算（1月につき）	250	271	542	813
初回加算：退院当日（1月につき）	350	379	758	1137
初回加算（1月につき）	300	325	650	975
退院時共同指導加算（1回につき）	600	650	1300	1950
複数名訪問看護加算（30分未満）	254	275	550	825
複数名訪問看護加算（30分以上）	402	435	870	1305
ターミナルケア加算（死亡月）	2,500	2,710	5420	8130
口腔連携強化加算（1回につき）	50	54	108	162

死後の処置	自費	16,500
エンゼルセット	自費	5,500

交通費（実施地域を超えた地点から 片道1キロあたり）	自費	35
-------------------------------	----	----

キャンセル料金（当日キャンセル）	自費	1,100
------------------	----	-------

(3) 医療保険

費用・加算名/説明		単価	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費	1回訪問につき 週3回までの訪問	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	1回訪問につき週4回以降の訪問	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
難病等複数回 訪問加算	2回目訪問時	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	3回目以降	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
緊急訪問看護加算 御利用者・家族の要望に応じて主治医の指示		¥2,650	¥265	¥530	¥795
長時間訪問看護加算 特別訪問看護指示者・特別管理加算対象者		¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
複数名訪問看護加算 看護師同行週3日目まで(利用対象者あり)		¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
管理療養費	訪問月の初日	¥10,030	¥1,003	¥2,006	¥3,009
	2日目以降	¥3,000	¥300	¥600	¥900
24時間対応 体制加算	月1回のみ	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
夜間早朝訪問 看護加算	6時～8時・18時～22時	¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護 加算	22時～6時	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
専門管理加算	研修を終了した看護師が計画的な管理を行った場合	¥2,500	¥250	¥500	¥750
特別管理加算	在宅酸素・人工肛門管理等	¥2,500	¥250	¥500	¥750
	カテーテル管理等	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
退院支援指導 加算	退院当日の訪問が必要と認められた者	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
退院時共同指 導加算	入院機関等の医師や看護師等と共同して在宅療養生活の指導を行い、文書で指導内容を提供した場合	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
在宅患者 連携指導加算	利用者の情報を共有し必要な指導を行った場合	¥3,000	¥300	¥600	¥900
情報提供療養費	利用者の同意を得て市町村から求めがあった場合	¥1,500	¥150	¥300	¥450
ベースアップ評価 料	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している体制	¥780	¥78	¥156	¥234
訪問看護ターミ ナルケア療養費	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を実施し、ターミナルの支援体制説明後ケアの実施	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
自費	休日/祝日(1回につき)	¥3,300	¥3,300	¥3,300	¥3,300
自費	キャンセル料(当日のみ)	¥1,100	¥1,100	¥1,100	¥1,100
交通費	1回につき	¥350	¥350	¥350	¥350
自費	死後処置	¥16,500	¥16,500	¥16,500	¥16,500
自費	エンゼルセット	¥5,500	¥5,500	¥5,500	¥5,500

2.2 重要事項説明の年月日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	藤沢市辻堂神台 1-5-1
	法人名	医療法人 徳洲会
	代表者名	理事長 東上 震一
	事業所名	医療法人徳洲会 湘南藤沢訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を受けました。また同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	
	代筆	(続柄)
代理人	住所	
	氏名	